

No.14

R3.10.20 発

仁

民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：中道）

TEL 0852-32-5997/FAX 0852-32-5982/E-mail voc@fukushi-shimane.or.jp

ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」

<https://www.shimane-ikiiki.jp/>**※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。****また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。**

*配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。

実施主体	公益社団法人 日本フィランソロピー協会
事業名称	田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム（第10期）
問合せ先	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 244 公益社団法人日本フィランソロピー協会 「田辺三菱製薬手のひらパートナープログラム」事務局(担当：宮本、川井) TEL：03-5205-7580（平日9：30～18：00 土日祝を除く） FAX：03-5205-7585

趣 旨 難病患者さんの療養・就学・就労等、生活の質（QOL）向上に取り組んでいる難病患者団体、およびその支援団体への助成。

対象活動

- ① 療養環境の向上をめざす活動
- ② 就学・就労等、社会参加を支援する活動
- ③ 「難病」に対する、一般の人たちの理解や支援を促進する活動
- ④ 「難病」に対する、一般社会への疾患啓発をはじめ早期診断医療へのアクセスを促進する活動
- ⑤ その他、「田辺三菱製薬 手のひらパートナープログラム選考委員会」が認めた活動。

※団体の年間事業に対しての支援は行いません。取り組む課題や支援を絞って申請ください。

応募資格

- ・国内に主たる活動拠点を有する難病患者団体、および支援団体であること。法人格の有無は問いません。
- ・2021年4月1日現在で、1年以上の活動実績を有すること。（前年度の決算報告が提出できること。）
- ・ここでいう難病とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項」において2019年7月1日までに「指定難病」と告示された333疾患を指します。

助成金額 上限額 100万円（総額1,000万円）

応募方法 所定の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、事務局宛に送付または申請フォームにてお送りください。申請書はホームページから、ダウンロードが可能です。
URL：http://www.philanthropy.or.jp/

応募締切 令和3年11月15日（月）※当日消印有効

実施主体	国立青少年教育振興機構
事業名称	国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金助成 20th
問合せ先	〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1 独立行政法人 国立青少年教育振興機構 子どもゆめ基金部 TEL：03-5790-8117, 8118（子どもゆめ基金）

子どもゆめ基金フリーダイヤル(無料)0120-579-081 (平日 9:00~17:45) E-mail : yume@niye.go.jp URL : https://yumekikin.niye.go.jp/jyosei/
--

趣 旨 未来を担う夢を持った子どもの健全育成を進めるため、民間団体が実施する自然の中でのキャンプや科学実験教室などの体験活動、絵本の読み聞かせ会などの読書活動などへの支援を行っています。

助成対象の活動

- ①子どもの体験活動：キャンプや自然観察などの自然体験活動、科学実験教室などの科学体験活動、文化・芸術、スポーツ等を通じた交流を目的とした活動、清掃活動などの社会奉仕体験活動、地域の商店街・農業・漁業などの職場体験活動など
- ②子どもの読書活動：読み聞かせ会、読書会活動など
- ③子ども向け教材開発・普及活動：インターネット等で利用可能なデジタル教材を開発し、普及する活動

助成対象団体 社団法人、財団法人、NPO 法人、法人格を有しない地域のグループ・サークルなど、青少年教育に関する活動を行う民間の団体が助成の対象となります

応募締切

【一次募集】

- ① **郵送申請：令和3年11月16日(火) ※消印有効 ※2**
- ② **電子申請：令和3年11月30日(火) ※17時締切 ※3**

【二次募集】※1

- ① **郵送申請：令和4年5月1日(日)~6月14**
- ② **電子申請：令和4年5月1日(日)~6月28日(火) ※17時締切※3**

※1 市区町村規模・申請額 50 万円以下（様式 B）のみとなります。

※2 直接持参する場合は、平日（土日祝を除く）9 時～17 時 45 分まで受付ます。

※3 初めて電子申請される場合は、申請の前に ID 申請が必要となります。

実施主体	一般財団法人セブン-イレブン記念財団
事業名称	2022 年度 環境市民活動助成【NPO 基盤強化助成】【活動助成】
問合せ先	〒102-8455 東京都千代田区二番町 8-8 一般財団法人セブン-イレブン記念財団 TEL：03-6238-8455(電話受付時間 9:30~17:00 ※土・日曜日を除く) FAX：03-3261-2513 URL：https://www.7midori.org

趣 旨 セブン-イレブン記念財団の「環境市民活動助成」は、お客様がセブン-イレブンの店頭募金を通して、地域の環境市民活動を支援する助成制度です。地域の環境問題を地域の市民が主体的に解決するために、さまざまな角度から支援し、市民主体の地域社会の実現を目指しています。

対象団体

- ・環境活動を行っている国内の NPO 法人、一般社団法人、任意団体
 - ・日本国内に活動の場を有する団体・地域住民が主体的に行う活動であること
 - ・政治、宗教活動を目的としておらず、反社会的な勢力とは一切関わりがないこと
- 上記以外の法人、観光協会、商店会など

対象外

【NPO 基盤強化助成】

◆趣 旨 安定的に活動を継続できる自主事業の構築・確立をめざす NPO 法人に対し、事業資金・専従職員の人件費・事務所家賃を原則 3 年間支援します。

◆申請条件 「環境の保全を図る活動」が活動分野として認証され、かつ、法人として 3 年以上の活動実績がある NPO 法人。

任意団体の活動実績期間は、加算されません。

※2019 年 3 月 31 日以前に NPO 法人格を取得し、登記している団体。

◆助成金額 1 団体あたり上限：400 万円（原則 3 年間 総額 1200 万円の継続助成）

【活動助成】

- ◆趣 旨 自然環境など、市民が主体となって行う環境活動の活動資金を 1 年間支援
- ◆申請条件 3 年連続して助成を受けた場合、その翌年は申請できません。
※2019 年度より 3 年連続助成を受けている場合、申請不可。
- ◆助成金額 1 団体あたり上限 100 万円 *任意団体は 増額

応募期間**令和 3 年 10 月 31 日 (日) ※当日消印有効**

実施主体	公益財団法人 エネルギア文化・スポーツ財団
事業名称	令和 4 年度前期募集助成
問合せ先	〒730-0041 広島市中区小町 4-33 中電ビル 2 号館 4F 公益財団法人 エネルギア文化・スポーツ財団 TEL：082-542-3639 FAX：082-542-3644

趣 旨

中国地域における文化、スポーツの振興を支援していくことにより、豊かさゆとりを
実感できる地域社会の実現に、少しでもお役に立てればとの思いから、美術・音楽・伝統文化・スポ
ーツの分野を対象に助成事業を行っています。

対 象

中国地域に所在する文化、スポーツに関する団体（※1）が主催し、中国地域居住者が
過半数（※2）を占める活動で、中国地域内において行う活動を対象とします。

※1 団体には、社団・財団・県体育協会等の公益法人、地方公共団体を含みます。

※2 全国規模・西日本規模の大会は中国地域の参加者が過半数でなくても対象とします。

【美術】 ○創造・普及・育成につながる美術の展示活動

◆内 容

- ・意欲的、先駆的、実験的な芸術の創造・地域への美術の普及・若手芸術家等の育成

◆活動例 美術作品の展覧会、各種展示、展示につながるワークショップ等

【音楽】 ○創造・普及・育成につながる音楽の公演活動

◆内 容

- ・意欲的、先駆的、実験的な芸術の創造・地域への音楽の普及・若手芸術家等の育成

◆活動例 クラシック音楽の演奏会、合唱・オペラ・ミュージカルの公演等

(※クラシック音楽主体の活動が対象です。)

【伝統文化】 ○地元固有の伝統文化の保存・伝承・復活・復元および発表活動

◆内 容

- ・民俗芸能、伝統的な祭り、行事等の保存・伝承・復活

- ・伝統工芸等の保存・伝承・復活

- ・民俗資料等の保存・復元

(100 年以上の歴史をもち、地域に根付いたもの)

◆活動例 神楽・人形浄瑠璃等民俗芸能の継続的な伝承活動やその成果の発表、伝統な
祭り・行事の復活や道具の復元等**【スポーツ】** ○アマチュアスポーツの振興活動

◆内 容

- ・青少年主体のスポーツの振興（原則として高校生以下が過半数を占める活動）

- ・指導者養成

◆活動例 青少年を対象とした競技大会、指導者養成講習会等

対象期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに実施される活動

助成金額

1 件あたり 10～50 万円

対象経費活動の実施に直接要する経費の 2 分の 1 を上限として、原則として 1 件あたり 10～
50 万円の範囲で助成します。

※助成の対象となる経費が 20 万円以上の活動が対象です。(助成金の下限を 10 万円と
しているため)

応募締切**令和 3 年 11 月 20 日 (土) ※当日消印有効**